

第6章 教師に求められるICT活用指導力等の向上

第1節 教師に求められるICT活用指導力等

「主体的・対話的で深い学び」の実現や情報活用能力の育成のためには、一人一人の教師がICT活用指導力の向上の必要性を理解し、校内研修等に積極的に参加したり、自ら研鑽（けんさん）を深めたりするとともに、教育委員会等が各学校の研修に積極的に関わって、教育委員会や教育センター等の研修を充実させることが必要である。本章では、教師に必要となるICT活用指導力とそれを身に付けるための研修の在り方について述べる。

1. 教師のICT活用指導力の重要性

情報社会の進展の中で、一人一人の児童生徒に情報活用能力を身に付けさせることは、ますます重要になっている。また、教師あるいは児童生徒がICTを活用して学ぶ場面を効果的に授業に取り入れることにより、児童生徒の学習に対する意欲や興味・関心を高め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することが求められている。

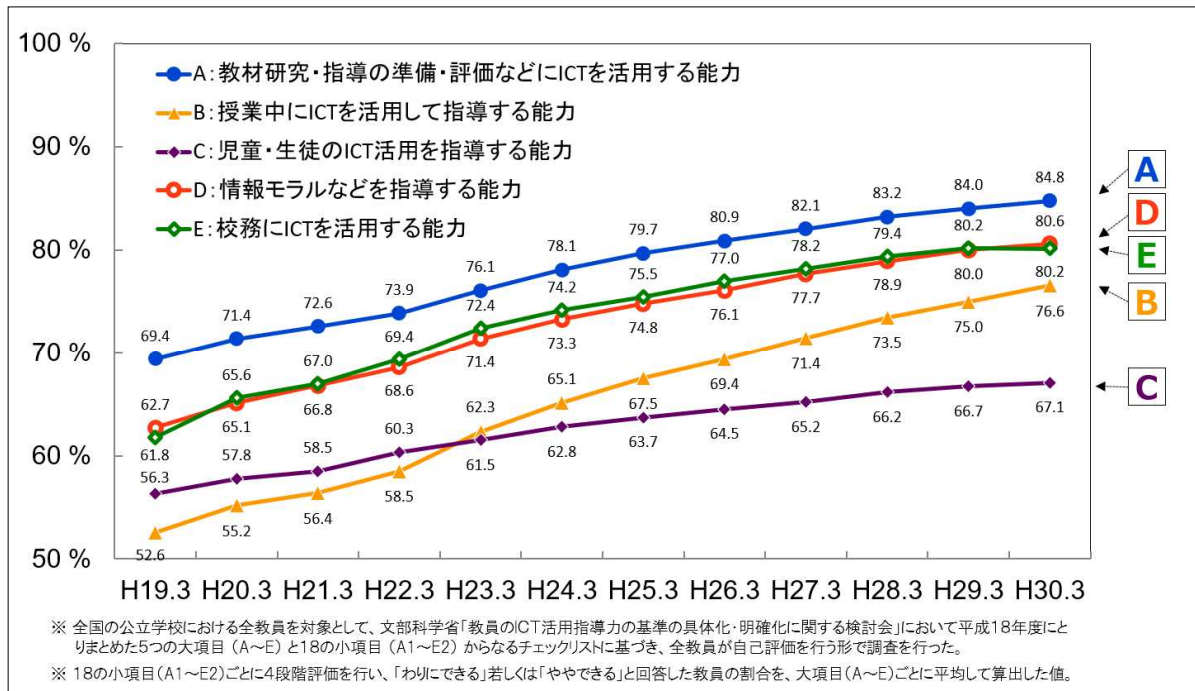
「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(平成27年12月中央教育審議会)では、「ICTを活用した教育」や「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善」等に対応した教員研修を推進することはもとより、大学の講義等においては、教員養成の段階からそれらを意識した内容と方法に転換していくことが求められている。さらに、これらを継続的に支える体制として教育委員会と大学等との連携、協働の大切さが指摘されている。

また、「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)において掲げられている「ICT利活用のための基盤の整備」の測定指標として、「教師のICT活用指導力の改善」が設定されている。

ICT活用指導力の基準については、次項で述べる「教員のICT活用指導力チェックリスト」として文部科学省より策定・公表しているが、その範囲は、授業におけるICT活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務にICTを活用できることも含まれている。このことは、教師のICT活用指導力が、すべての教師に求められる基本的な資質能力であることを意味するものである。

2. 教員のICT活用指導力チェックリスト

文部科学省では、毎年教師のICT活用指導力に関してチェックリストを基に調査を実施しており、授業中にICTを活用して指導する能力をはじめ、教師のICT活用指導力は着実に増加してきた。一方で、児童・生徒のICT活用を指導する能力については他の項目と比較してまだ十分ではなく、更なる指導力の向上が求められる。



(出展：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成30年3月現在）)

図 6-1 教師の ICT 活用指導力の推移

ICT 活用指導力チェックリストは、「ICT を活用した教育の推進に関する懇談会」報告書（中間まとめ）（平成 26 年 8 月 29 日 ICT を活用した教育の推進に関する懇談会）や「2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ（平成 28 年 7 月 28 日 2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会¹）において、平成 18 年度に策定された調査項目が、昨今の ICT 環境の進展に対応した指標になっていないことや、アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善の観点が不足していることから、これからの教育にふさわしい指標となるよう調査項目の見直しを進めることが必要であると指摘がなされた。

そこで、教師の ICT 活用指導力向上に関する政府方針、大型提示装置や学習者用コンピュータ等の機器の整備状況など、ICT 活用を取り巻く環境の変化及び「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進を踏まえ、平成 27 年度「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」、平成 28 年度「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」を経て、平成 18 年度に策定した「教員の ICT 活用指導力の基準（チェックリスト）」を平成 30 年度に改訂した。

改訂後の「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」は、「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力」、「B 授業に ICT を活用して指導する能力」、「C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力」、「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」の 4 つの大項目から構成されており、基本的な操作技能の必要

¹ https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/icsFiles/afiedfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf

性や協働学習の要素を反映した内容などが新たに追加された。

「A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力」は、授業の準備段階や授業後の評価段階のほか、日常的に行われる文書作成や情報の収集・整理などにおいて、教師がICTを活用する能力についての大項目である。この大項目は、児童生徒を前にして「指導」している場面ではないことから、狭い意味での「指導力」には含まれないことになるが、各教科等において効果的にICTを活用して授業を行うためには、授業設計や教材研究、授業評価が極めて重要であることから、広い意味での「指導力」の一部と捉え、大項目の一つとしている。

「B 授業にICTを活用して指導する能力」は、教師が資料等を用いて説明したり課題を提示したりする場面や児童生徒の知識定着や技能習熟、意見の共有を図る場面において、教師がICTを活用する能力についての大項目である。ICTを活用して、児童生徒の興味や関心を高めたり、課題を明確に把握させたり、基礎的・基本的な内容を定着させたりするほか、個別学習や協働学習でICTを活用することは教師にとって必要な能力である。そこで、教師が授業の中でICTを活用して授業を展開できる能力を大項目の一つとしている。

「C 児童生徒のICT活用を指導する能力」は、学習の主体である児童生徒がICTを活用して学習を進めることができるよう教師が指導する能力についての大項目である。児童生徒がICTの基本的な操作技能を身に付けることや、ICTを学習のツールのひとつとして使いこなし、学習に必要な情報を収集・選択したり、正しく理解したり、創造したり、互いの考えを共有することなどは、児童生徒にとって必要な能力である。そこで、児童生徒がICTを活用して効果的に学習を進めることができるよう教師が指導する能力を大項目の一つとしている。

「D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力」は、携帯電話・スマートフォンやインターネットが普及する中で、児童生徒が情報社会で適正に行動するための基となる考え方や態度の育成が求められていることを踏まえ、すべての教師が情報モラルや情報セキュリティなどを指導する能力をもつべきという観点から位置付けられた大項目である。

児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、児童生徒がICTを適切に活用できるようにすること、また、教師がICTを適切に活用して指導することができることが重要である。すなわち、教師は、教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力を身に付け、かつ、ICTの特性を理解して指導の効果を高める方法や、児童生徒の携帯電話・スマートフォンやインターネットの使い

方の実態等に基づいた適切な指導について、絶えず研鑽（けんさん）を積むことが必要である。

教員のICT活用指導力チェックリスト

平成30年6月改訂

ICT環境が整備されていることを前提として、以下のA-1からD-4の16項目について、右欄の4段階でチェックしてください。

4 できる	3 ややできる	2 あまりできない	1 ほとんどできない
----------	------------	--------------	---------------

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力

A-1 教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	4	3	2	1
A-2 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4	3	2	1
A-3 授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
A-4 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。	4	3	2	1

B 授業にICTを活用して指導する能力

B-1 児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-2 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	4	3	2	1
B-3 知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	4	3	2	1
B-4 グループで話し合っって考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	4	3	2	1

C 児童のICT活用を指導する能力

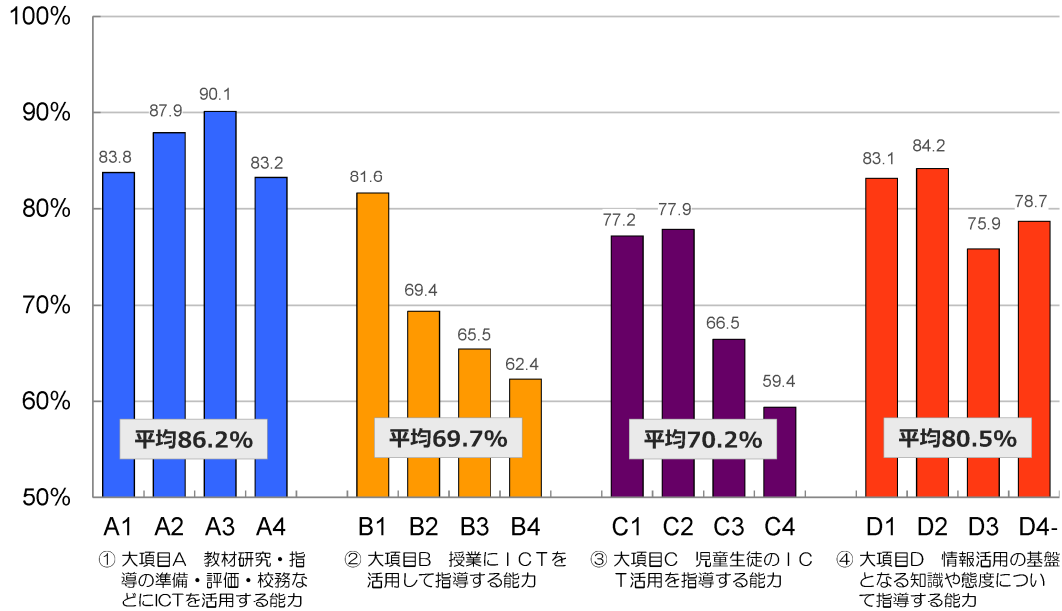
C-1 学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	4	3	2	1
C-2 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
C-3 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	4	3	2	1
C-4 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	4	3	2	1

D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力

D-1 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-2 児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4	3	2	1
D-3 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	4	3	2	1
D-4 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気づき、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	4	3	2	1

図6-2 教員のICT活用指導力チェックリスト（平成30年）

改訂に伴い、新たなチェックリストに基づいた「教員のICT活用指導力調査」は、平成31年3月から実施され、結果は以下のグラフのとおりである。なお、新たな内容の追加等により前年度との単純な比較はできない。



※ 文部科学省「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成30年度に取りまとめられた4つの大項目(A～D)と16の小項目(A1～D4)からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で調査を行った。
※ 16の小項目(A1～D4)ごとに4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目(A～D)ごとに平均して算出した値。

(出展：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成31年3月現在)〔速報値〕)

図6-3 教師のICT活用指導力(平成31年3月調査)

3. 特別支援教育におけるICT活用指導力

特別支援学校学習指導要領解説において「特別支援学校においては、児童生徒の学習を効果的に進めるため、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。」と示している。また、加えて「例えば、話し言葉や書き言葉による表現が難しかったり、辞書や辞典の活用が困難であったりする肢体不自由の児童生徒には、視聴覚教材やコンピュータなどの教育機器を適切に利用すること、弱視の児童生徒には障害の状態に合わせて、各種の弱視レンズや拡大教材映像装置、文字を拡大するソフトウェア等を活用したり、文字や図の拡大教材や書見台を利用したりすることなどの工夫が見られる。これらのコンピュータ等の教材・教具を有効、適切に活用するためには、教師はそれぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について、絶えず研究するとともに、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。」とある。このように、障害による困難さに対応した指導を行うためには、様々な支援機器についての知識を高めることが重要である。

そのためには、教育関係機関だけでなくリハビリテーション分野や工学分野など関係する他分野から情報を集める必要がある。

支援機器の活用については、専門的な知識を要する場合があり、個々の教師がその

活用を担うのは難しい場合が多い。そこで、研修も重要であるが、支援機器の適用のための会議や研修会を開くなど、組織的に支援機器を活用できる体制を整備することが望まれる。

また、そうした教師のICT活用指導力を向上させ、授業等において積極的に情報機器を活用することを促すためにも、専任の情報担当教師の配置や、情報機器のインストラクター等によるOJT（On the Job Training：仕事の遂行を通して訓練をすること）等の研修ができる体制を整えることも重要である。

また、特別支援学校と同様に、小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒の指導に当たっても特別支援学校を参考にその専門性を高めることが重要である。

第2節 教師の研修

1. 「校内研修リーダー」養成研修

ICT活用指導力の向上を図るためには、日常の教科等の指導において、ICTを効果的に活用する教育方法の習得に取り組む必要がある。そして、全ての教師が、このような教育方法を習得していくためには、各学校の校内研修等を通じて浸透させていくことが現実的な方法である。ICT活用指導力の向上を図るための体制を構築するためには、「校内研修リーダー」の養成が不可欠である。ICTを十分に活用できていない教師等に対して積極的な活用を働きかけ、ICTの効果的な活用方法を浸透させていく上で、「校内研修リーダー」は大変重要な役割を果たす。

文部科学省では、「校内研修リーダー養成のための研修手引き」（平成27年3月²）において、校内研修リーダーが、「校内ICT環境を基盤として、児童生徒に求められる資質や能力の育成に寄与し、児童生徒の変容を教師も児童生徒も実感できる教員研修」を企画し、実施できるよう、『校内研修リーダー』養成研修モデルカリキュラム（以降、「モデルカリキュラム」という）を示している。また、研修を通じて、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」におけるそれぞれのICTを活用した学習場面、ICT活用の意図、本時の展開における「導入」「展開」「まとめ」や単元指導計画のどこでICTを活用するのか、授業者が明確にして授業設計できるようになることを目指している。

（1）「校内研修リーダー」養成研修モデルカリキュラムの内容と特色

モデルカリキュラム（表6-1）は次の10コマの研修内容で構成されている。これら10コマの研修内容のうち、「①推進普及マネジメント」と「②研修計画策定／実施方法」の2つは、教育委員会、教育センター等で実施されるリーダー養成研修に特化したものだが、残りの8つは、リーダーとなる教師が、勤務校における校内研修を実施する際に、そのまま伝達講習できる内容となっている。

²https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/icsFiles/afiedfile/2018/08/10/wg3tebiki.pdf

No.	モジュール名	育成したい能力	所要時間(目安)
①	推進普及マネジメント	校内マネジメント力	20分
②	研修計画策定／実施方法	校内マネジメント力	15分
③	ICT活用デモ	—	5分
④	教育情報化概論 (教育の情報化の全体像)	ICT授業設計力 ³ , 校内マネジメント力 ICT活用力 ⁴ , 授業力	15分
⑤	教育情報化トレンド (最新動向)	ICT授業設計力, 校内マネジメント力	15分
⑥	先進・優良事例紹介	ICT授業設計力, 校内マネジメント力 ICT活用力, 授業力	15分
⑦	授業ICT活用ポイント	ICT授業設計力, 校内マネジメント力 ICT活用力, 授業力	15分
⑧	スキルアップに向けた心構え	ICT授業設計力, 校内マネジメント力 ICT活用力	15分
⑨	ICT活用授業設計	ICT授業設計力, 校内マネジメント力 ICT活用力, 授業力	10分
⑩	授業設計ワークショップ	ICT授業設計力, 校内マネジメント力, ICT活用力	60～80分

表 6-1 校内研修リーダー養成研修モデルカリキュラム

①推進普及マネジメント

他の教師への働きかけや組織としてのマネジメントの手段、知識を知ることをねらいとし、学校での普及に向けた取組ステップや「学習の姿」についての演習などを扱う。

②研修計画策定／実施方法

教師の実態に沿いながら段階的にステップアップするために必要な研修の設計・実施に関する知識を知ることをねらいとし、推進に当たって見られる取組のステップや年間指導計画の実例などを扱う。

③ICT活用デモ

研修の最初に、効果の一端を実感し、受講意欲を向上させることをねらいとし、ICTを活用した授業の実例などを扱う。

④教育情報化概論（教育の情報化の全体像）

³ 「校内研修リーダー養成のための研修の手引き」の「ICT授業設計力」は、授業設計にICTを活用した授業の組み立てについて多様なイメージを持ちICTを取り入れることができる能力のことで、「教員のICT活用指導力チェックリスト」の大項目のAと関係が深い。

⁴ 「校内研修リーダー養成のための研修の手引き」の「ICT活用力」は、授業観とICTを体系的・系統的に結び付けて活用することができる能力のことで、「教員のICT活用指導力チェックリスト」の大項目のB（C・D）と関係が深い。

教育の情報化に関する基本的知識を知ることがをねらいとし、教育の情報化が目指すもの（3つの柱）などを扱う。

⑤教育情報化トレンド（最新動向）

広い視点でのICT活用の必要性を知ることがをねらいとし、最近のICTに関する国の事業の動きや教師のICT活用指導力の推移などを扱う。

⑥先進・優良事例紹介

学習形態ごとの先進事例の紹介方法を知ることがを目的とし、事例を見る上でのポイントや先進地域の事例などを扱う。

⑦授業ICT活用ポイント

機器と効果を結び付けることや、ICTを使う場面／使わない場面があることを知ることがをねらいとし、目的に応じた授業中でのICTの活用や効果ごとの実践例などを扱う。

⑧スキルアップに向けた心構え

ICT活用のスキルアップに向けて意欲を高めることをねらいとし、現状の確認やスキルアップに向けた視点などを扱う。

⑨ICT活用授業設計

授業設計における機器・教材選択のポイントや最小限の準備で日々活用するためのポイントを知ることがをねらいとし、ICT活用授業設計に当たっての観点や方法などを扱う。

⑩授業設計ワークショップ

効果を実感し、イメージをつかみやすくすることや、活用意図に合わせ方法を吟味することをねらいとし、ワークショップの実施要項例やワークシート例などを扱う。

なお、モデルカリキュラムは、指導的立場にある者が、自身で講師を務めることができるようになっているが、研修カリキュラムの内容によっては、大学や企業、教育の情報化関連の団体等との連携を図ることでより効果的に実施することができるようになる。研修カリキュラムの内容を確認の上、連携可能な外部機関、関連付けができそうな出前研修などがいないか情報収集し、研修の効果的な実施に努めていく必要がある。

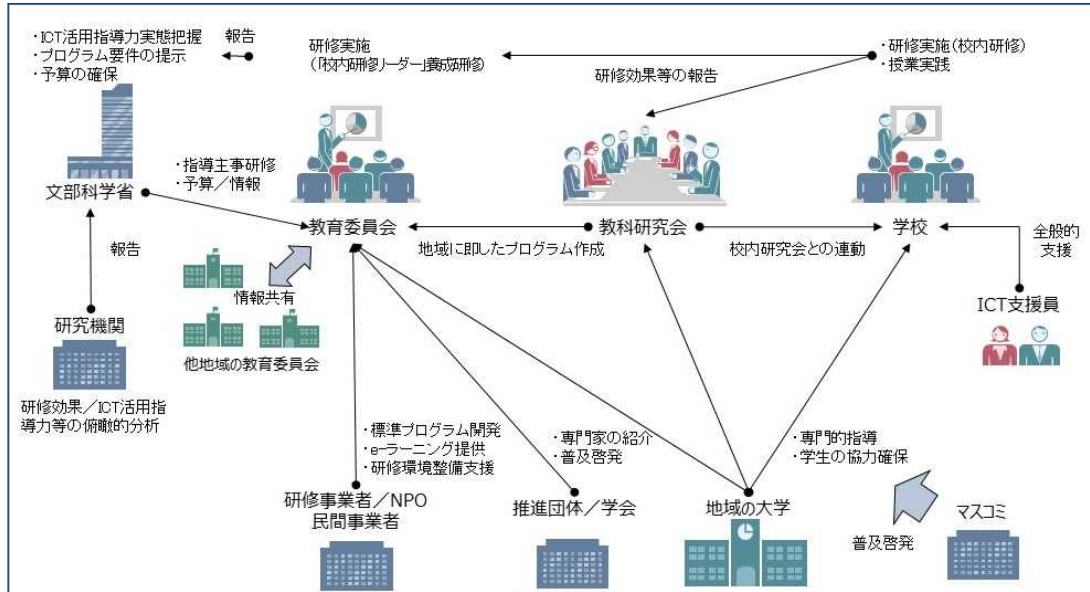


図 6-4 外部機関との連携イメージ

(2) 研修カリキュラムの効果的な実施

「校内研修リーダー」が力を発揮できるように、教育委員会や教育センター等の研修機関では、各校の研修体制（リーダーが一人ではなく、チームで所属教師をサポートする等）を支援し、研修内容を充実させる（地域や学校の状況に応じる等）ことが必要である。そこで、留意しなければならないことは、「校内研修リーダー」となる研修受講者が、ICT活用が得意な教師ばかりにならないようにすることや研修内容が機器やソフトウェアの操作等に偏らないようにすることなどである。各研修機関は、『校内研修リーダー』が、教育の情報化についての理論的・全体的な理解を踏まえながら、それぞれ自分の役割を理解し、ICTを活用して授業改善を図る」という方向性を明示しながら、それぞれの地域や学校の特性等に応じた研修が実施できるように配慮してほしい。

各研修機関は、ICT活用における目標の設定と研修計画の作成に向けて、地域や各学校における児童生徒の学びの姿や教師の授業実践の傾向、ICTを活用した指導スキルの実態等を把握することが重要である。そのためには、各種調査や「教員のICT活用指導力チェックリスト」等の結果から、現状を分析することが必要となる。また、ICT環境の整備状況に応じて、活用できる範囲も異なるため、地域のICT環境の整備状況や整備計画を確認した上で、どのような活用方法が効果的なものとなるのか考え、見通しを持って具体的な授業設計を行うことが必要である。その上で、ICTを活用した授業実践に必要な働きかけを「校内研修リーダー」が具体的に実践できるように研修目標を設定し、研修計画を策定する。

研修目標を達成するためには、実施内容や受講者の特性に応じて、グループ演習や模擬授業、「校内研修リーダー」同士の情報共有等、様々な研修形態を工夫して運営することが大切である。

また各研修機関は、受講者の理解度や校内研修の実施状況を把握し、研修を評価す

る必要がある。その都度都度の研修を適切に評価することで、課題や改善点等を整理し、以後の研修等の取組みに反映しなければならない。

研修の実施に当たっては、「教員のICT活用指導力チェックリスト」の項目を参考にして、研修の目標を明確にして、受講者の教師が受講後の授業につなげられるように配慮する必要がある。

2. 先進的取組の実例

「教員のICT活用指導力調査」において自己評価結果や研修の受講状況が高い自治体や、学校や地域全体で共通理解しながら教師同士が高め合うなど、先進的取組の実例を記述する。

「教員養成課程等におけるICT活用指導力の育成のための調査研究」(平成30年3月 研究代表者 吉岡亮衛(国立教育政策研究所研究企画開発部総括研究官))⁵では、教育委員会等におけるICT活用指導力の育成の事例が取り上げられている。

ある県における受講者が受講内容を元に校内研修を実施することを想定した研修では、講義の他に実物投影機を活用した校内研修の模擬研修を、3年間で県下の全情報教育担当者を対象に実施した。その結果、文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における教師のICT活用指導力について、平成21年度から平成24年度の3年間で、AからEまでの5項目について約20%上昇した。

別の県では県全体の集合研修を実施した各地域におけるICTリーダー候補が、各学校のICTリーダー候補に対して研修を行い、校内研修へとつなげている。研修プログラムの具体的事例を収録して解説する研修モジュールを作成し、各学校や各地域で必要な研修モジュールを組み合わせ、効果的な研修を実施できるようにしている。

また、授業公開や講演、指導事例発表会、児童生徒によるプレゼンテーションなどを実施するイベントを教員研修の一つとして開催し、実践事例や取組を全県で共有することでICT活用の具体的な展開を学ぶといった例もある。

ICT活用に関する研修は機器の使用方法など単独で行うだけではなく、授業に担任とは別にICT担当と複数で入ることでOJT的視点のICT研修として実施したり、初任者研修や年次研修など既存の研修の中で実施したりすることも、効率的で有効な方法と言える。

さらに、学校の管理職が学校CIOとして活躍できるよう、管理職向けの研修を充実させ、従来の管理職研修に教育の情報化の視点や内容を盛り込んでいくなどの取組が求められる。

離島や山間地のへき地にある学校では、教育センター等で実施する集合型研修に参加しにくいことも考えられ、テレビ会議を用いた遠隔研修によって学校を支援することも考えられる。また、いつでもどこでも研修を進められるよう、国や都道府県、民間企業がWeb上で提供するコンテンツを用いて研修を深めることも想定できる。

⁵ http://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_digest_h29/rep301211-all.pdf

第3節 教師の養成・採用等

1. 教師の養成における取組

教師の資質能力の向上において、教員免許状を得るための教職課程の在り方は大変重要である。

文部科学省では教育職員免許法施行規則の改正を平成29年11月に実施し、新たな教育課題を大学等の教職課程において扱うことを定め、教職課程全体の内容の充実を図っている。情報教育関係について具体的には、大学の教職課程において、「教育の方法及び技術」に加え、「各教科の指導法」の科目の中でも必ず「情報機器及び教材の活用」を含めた内容を修得させるようにしている。

加えて、教職課程で共通的に身に付けるべき最低限の学修内容、達成目標について、教職課程コアカリキュラムの検討を行い、平成29年11月に制定した。教職課程コアカリキュラムでは、施行規則に定められた事項ごとに全体目標、一般目標、到達目標を設定し、詳細な教育内容を規定している。情報教育関係について具体的には、各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）に「当該教科の特性に応じた情報機器及び教材の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる」といった到達目標や、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に「子供たちの興味・関心を高めたり課題を明確につかませたり学習内容を的確にまとめさせたりするために、情報機器を活用して効果的に教材等を作成・提示することができる」といった到達目標などが示されている。

令和元年度から、本改正を受け、新しい教職課程が大学等で開始されており、各都道府県等においては、新たな教職課程で学んだ者が教員免許状を取得することを踏まえ、情報機器及び教材の活用などの教職課程の内容の充実の趣旨を踏まえた準備が必要である。

2. 教師の採用について

ICT活用指導力を有する教師を確保していくに当たっては、例えば、教師の採用選考試験において、前述の「教員のICT活用指導力チェックリスト」を意識した選考を行うことなどの工夫が考えられる。

また、情報教育に関連して、免許外教科担任の縮小についても計画的な取組が必要である。

教師は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与される免許状を保有しなければならないが、この免許状は、勤務する学校種及び担任する教科に相当するものでなければならない（相当免許主義）。これは、教育基本法に定める学校教育の目的の達成を、教師の資質能力の面から制度的に担保する原則である。

免許法附則第2項に定める免許外教科担任制度は、取りうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等の教師が採用できない場合の例外として、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教師が当該教科の教授を担当するものである。

この制度は、相当免許主義の例外として本来抑制的に用いられるべきものであり、国、教育委員会、学校におけるこれまでの取組により、長期的には許可件数が減少してきた。しかしながら、現在でも年間1万件程度の許可が行われており、これをできる限り縮小していくことが必要である。

また、免許外教科担任によらざるを得ない場合にも、当該教科を担当する教師への支援を行うことを通じて、できる限り教育の質を向上させることが必要である。

免許外教科担任は、中学校では美術、技術、家庭、高等学校では情報、職業に関する教科を中心に、小規模校において多数の許可がなされている。特に高等学校は情報だけで全体の3分の1を占めている。

免許外教科担任の許可等に関する指針（平成30年10月文部科学省）において、免許外教科担任制度に係る基本的な方針として、①教師は勤務する学校種及び担任する教科に相当する免許状を有しなければならないという相当免許主義の趣旨に鑑み、その例外である免許外教科担任については安易な許可は行わないことを原則とすること、②教育委員会においては、免許外教科担任の許可が必要な状況が可能な限り生じないよう、各学校種、各教科の指導に必要な教師を計画的に採用し、適正に配置すること、③やむを得ず免許外教科担任の許可が必要となる場合には、免許外教科を担当する教師に対する研修その他の支援策を講じ、当該教師の負担の軽減及び教育の質の向上に努めることが掲げられている。

情報教育の充実の観点から、各都道府県等においては、上記方針に留意するとともに、特に中学校の技術、高等学校の情報の免許状保有者の適切な配置に向け、計画的な採用が必要である。